

令和 4 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 13 |

令和 4 年 1 2 月 1 3 日 (火曜日)

建設環境委員会会議録

令和4年12月13日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時33分開議（実時間82分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第94号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第99号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第105号・市道路線の認定について
1. 議案第114号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
1. 議案第115号・八代市公共浄化槽条例の一部改正について
1. 議案第116号・八代市下水道条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（し尿収集運搬手数料並びに浄化槽（清掃）料金の改定について）
（八代市衛生処理センターについて）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村 哲三 君
副委員長 谷川 登 君
委員 太田 広則 君
委員 木村 博幸 君
委員 谷口 徹 君
委員 山本 幸廣 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 谷 脇 信 博 君
市民環境部次長 嶋 田 和 博 君
循環社会推進課長 田 中 和 彦 君
建設部長 沖 田 良 三 君
建設部次長 高 木 剛 生 君
理事兼土木課長 竹 原 彰 吾 君
下水道総務課長 福 浦 亮 二 君
下水道総務課長補佐
兼水洗化促進係長 上 村 和 寛 君
環境施設課長 竹 下 圭一郎 君

○記録担当書記 谷 口 一 輝 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、皆さん、おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

◎議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）

○委員長（上村哲三君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（谷脇信博君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の谷脇でございます。よろしくお願いいたします。

議案第90号中、第4款・衛生費の市民環境部関係分につきまして、嶋田次長に説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の嶋田でございます。

着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○市民環境部次長（嶋田和博君） それでは、議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号中、第4款・衛生費の市民環境部所管分について説明をいたします。

議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第90号、第99号関係資料と記載されているものを使って説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、一部を除き、そのほとんどが人事院勧告に伴う給与改定分の補正と人事異動等に伴う増減分の補正を行うものでございます。

給与改定につきましては、給料及び期末勤勉手当ともに3年ぶりの引上げとなります。

まず、給料表につきましては、水準を平均0.25%引き上げるもので、若年層を対象とした引上げ改定となっており、この改定による引上げ対象者は全会計で360名程度となっております。

次に、期末勤勉手当では、年間支給月数を4.3月から4.4月へと0.1月引き上げるものでございます。

そのほか、給与改定以外の補正の主な要因といたしましては、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

当初予算にて人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算をしております。

しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料の高い職員と低い職員とが入れ替わるなどございますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、予算書の25ページをお願いいたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費では69万2000円を増額し、補正後の額を6120万6000円としております。これは、昨今の燃料価格高騰に伴い、市斎場の電気料不足を補正するものでございます。

次に、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費では、職員31人分の補正として2951万4000円の増額補正を計上しております。これは、当初予算編成時から人事異動により3名増となった影響額が主な理由でございます。

次に、目5・塵芥処理費では、職員8人分の補正として947万2000円の減額補正を計上しております。これは、人事異動等により1名減となった影響額が主な理由でございます。

最後に、目6・し尿処理費では、職員4人分の補正として204万1000円、し尿処理施設管理運営事業として95万5000円、合計299万6000円を増額補正しております。

人件費は、職員1名の増員と人事異動等に伴う影響額が主な理由で、し尿処理施設管理運営事業につきましては先ほどの市斎場と同様、燃料価格高騰に伴う衛生処理センターの電気料不足額を補正するものでございます。

以上で、衛生費中、市民環境部関係の補正内容の説明を終わります。審査のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いしま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 質疑ありませんね。
ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時06分 小会)

(午前10時07分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について、建設部より説明願います。

○建設部長(沖田良三君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部長の沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされました議案のうち、議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号の建設部所管分につきまして、高木次長より説明いたさせますので、御審議方よろしく願います。

○建設部次長(高木剛生君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部の高木でございます。よろしく願います。

着座にて御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○建設部次長(高木剛生君) それでは、お手元の議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号をお願いいたします。

まず、人件費の補正の概要につきましては、

先ほど衛生費の冒頭で説明がございましたが、土木費につきましても同様でございますので、省略させていただきます。

予算書28ページをお開きいただき、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費は、職員5人分の補正として181万4000円を減額補正し、補正後の額は4550万円としております。

減額の理由といたしましては、当初予算編成時から人事異動による職員配置の変更があり、その影響が主なものでございます。

次に、目2・建築総務費は、職員35人分の補正として585万2000円を減額補正し、3億3576万7000円としております。

減額の理由といたしましては、人事異動による職員数の1名減が主なものでございます。

続きまして、29ページ、上の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費は、職員23人分の補正として439万9000円を増額補正し、1億9457万7000円としております。

増額の理由といたしましては、人事異動による職員数の1名増が主なものでございます。

次に、目3・道路新設改良費は、職員27人分の補正として1212万円を減額補正し、8億9423万9000円としております。

減額の理由といたしましては、人事異動による職員数の2名減が主なものでございます。

続きまして、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項3・河川費、目1・河川費は、補正額900万円を増額補正し、1億760万3000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、県支出金が900万円でございます。

補正額の内訳は、節18・負担金補助及び交付金を900万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております土砂災害危険住宅移転促進事業でございます。

別冊の委員会資料、建設部所管分の3ページを御覧ください。

この事業は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住する方が安全な地域に移転する際の費用の一部を補助するものでございます。

補正前の予算において計上しておりました5件に対して8件の申請が見込まれるということになったため、新たに3件分の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、予算書に戻っていただき、30ページ、上の表を御覧ください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費は、職員3人分の補正として351万3000円を減額補正し、3億1827万2000円としております。

減額の理由としましては、人事異動による職員配置の変更があり、その影響が主なものでございます。

続きまして、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費は、職員12人分の補正として758万円を減額補正し、18億4876万円としております。

減額の理由としましては、人事異動による職員数の1名減が主なものでございます。

次に、目2・街路事業費は、職員5人分の補正として37万5000円を増額補正し、1億1284万3000円としております。

増額の理由といたしましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、目3・都市下水路費は、補正額63万2000円を増額補正し、7511万6000円としております。

その内訳は、表の右、説明欄に記載しております職員1人分の補正として、給与、手当等の

変更による人件費の影響で5000円の減額。また、雨水ポンプ場の電気料高騰に伴う63万7000円の増額でございます。

次に、目4・公園費は、職員5人分の補正として343万6000円を増額補正し、2億1215万6000円としております。

増額の理由といたしましては、人事異動による職員配置の変更があり、その影響が主なものでございます。

次に、31ページ、上の表を御覧ください。

目5・区画整理費は、職員4人分の補正として371万8000円を減額補正し、1億5359万4000円としております。

減額の理由といたしましては、人事異動による職員配置の変更があり、その影響が主なものでございます。

続きまして、中段の表を御覧ください。

款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費は、職員6人分の補正として9000円を減額補正し、1億7531万2000円としております。

減額の理由といたしましては、人事異動による職員配置の変更があり、その影響が主なものでございます。

続きまして、36ページをお開きいただき、上の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額1470万円を増額補正し、12億870万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が980万4000円、地方債が480万円、一般財源が9万6000円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を1470万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、建設部所管分の4ページを御覧ください。

今回の災害復旧工事の位置図、写真等を添付

しております。

これは、平成30年及び令和元年に被災した市道腰越～平線におきまして、資料右下の横断面図に示しております県施工の治山工事が完了することから、市道に堆積した土砂撤去工事に要する費用を増額補正するものでございます。

それでは、予算書に戻っていただき36ページ、上の表の2段目を御覧ください。

目2・河川施設災害復旧費は、補正額2117万6000円を増額補正し、1億437万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1412万4000円、地方債が700万円、一般財源が5万2000円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を2101万円、節21・補償・補填及び賠償金を16万6000円増額するものでございます。

内容は、今年の7月7日から20日にかけての大雨により被災しました東陽町2河川の護岸復旧工事に必要な費用を増額補正したものでございます。

別冊の委員会資料、建設部所管分の5ページに野田川の位置図及び被災状況写真を、6ページに箱石川の位置図及び被災状況写真を添付しております。

以上、議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいま説明のあった部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（太田広則君） ありがとうございます。

29ページの河川費の土砂災害危険住宅移転促進事業、これ、議案説明会のときに部長に直接お伺いして。管内視察したばかりだったも

のですから、こういう町ではないんでしょうかっていったら坂本町3件ということで。移転費ですから移転先が分かれば、現時点で移転先と分かかりますか。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課の竹原でございます。

今、委員から土砂災害の危険住宅移転促進事業の移転先ということでございます。

一応ですね、今回、3件ございまして、移転先となりますと全部旧八代市内になります。旧八代市内です。

○委員（太田広則君） 旧八代市内ね。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） 3件ですね。はい。で、詳しいのがですね。

○委員長（上村哲三君） それ以上は、個人情報にならかい。（「うん、個人情報」と呼ぶ者あり）一応、個人情報になるから。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） 一応、個人情報になりますので、一応そこまで。

○委員（太田広則君） 坂本町におられるかどうかのほうがちよっと注視したかったもんですから。結局、旧八代市に出てこられるということですね。結局、ふるさとを離れられるというふうに捉えたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第90号・令和4年度八代市一般会計補

正予算・第10号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時21分 小会)

(午前10時22分 本会)

◎議案第94号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、議案第94号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長(福浦亮二君) 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 下水道総務課の福浦でございます。

着座にて、御説明させていただきます。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○下水道総務課長(福浦亮二君) それでは、議案第94号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

今回の補正の内容は、電力契約プラン変更及び値上げに伴う電気料の補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条・歳入歳出予算の総額にそれぞれ153万1000円を追加し、補正後の総額を9233万2000円としております。

詳細につきましては、3ページ以降の農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算に関する説明書にて説明いたします。

5ページの上段、歳入を御覧ください。

款3・繰入金、項1、目1、節1・一般会計繰入金を153万1000円補正し、4385万5000円としております。

下段の歳出を御覧ください。

款1、項1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費、節10・需用費を歳入と同額の153万1000円を補正し、歳出総額を4235万7000円としております。

詳細につきましては、説明欄にあるとおり、東陽地区及び泉地区の一般事務事業として、東陽処理場の高圧受電施設における電力調達に10月より契約プランが変更されるのに加え、不足の見込みである泉処理場及びマンホールポンプの電気料につきまして、補正をお願いするものです。

以上、議案第94号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(上村哲三君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第94号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号・令和4年度八代市下水道事業

会計補正予算・第1号

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第99号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 下水道総務課の福浦でございます。引き続きよろしく願いいたします。

着座にて、御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） それでは、議案第99号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号について御説明いたします。

今回の補正内容は、先ほど一般会計のほうでも説明がございましたが、人件費の補正について、本年度の人事院勧告等に準じた給与改定や人事異動等に伴う人件費の調整を行うほか、高圧受電設備における電力契約プラン変更に伴う電気料の補正及び債務負担行為の設定となっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量におきまして、主要な建設改良事業の管渠施設整備費で717万4000円を減額し、補正後の額を10億7346万2000円としております。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、第1款・下水道事業費用、第1項・営業費用に376万1000円を追加し、補正後の下水道事業費用総額を29億9475万4000円としております。

2ページをお願いします。

第4条の資本的収入及び支出では、当初予算における第4条本文括弧中に記載しておりました資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填財源につきまして、今回の補正により変更となったものを改めますとともに、資本的支出の予定額としまして第1款・資本的支出、第1項・建設改良費より717万4

000円を減額し、補正後の資本的支出額を34億995万4000円としております。

次に、第5条の債務負担行為では、令和5年4月より業務を開始する必要があります契約案件について、予算執行の事前準備として新年度前に事務処理を行えるように、2件の債務負担行為の設定を行うものです。

まず、1つ目の水処理センター水質分析業務委託は、期間を令和4年度から令和5年度、限度額を105万円としております。

内容としましては、水処理センターの水質分析を実施するもので、流入水に対して42項目、放流水に対して48項目、総窒素含有量など、検査を実施するものです。

2つ目の公共樹設置工事経費は、期間を令和4年度から令和5年度、限度額を6667万1000円としております。

内容としましては、新築等により下水道へ接続する際に必要となります公共樹を設置するもので、八代・八代東部処理区で110箇所、千丁処理区で15箇所、鏡処理区で20箇所、合計145箇所を設置予定としております。

3ページをお願いします。

第6条では、人件費の減額補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、2億1692万9000円から2491万3000円を減額し、1億9201万6000円と改めるものです。

次に、第7条の利益剰余金の処分では、第4条の補填財源の変更に関連し、金額を改めるものです。

次の5ページから11ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

12ページをお願いします。

収益的支出の補正予算明細書にて内訳を説明いたします。

支出のうち、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目2・ポンプ場費で、高圧受電施設

における電力調達について10月より電力契約プランが変更されることに伴い、不足する見込みである電気料につきまして、節区分の動力費に890万円の補正をお願いするものです。

また、目3・水処理センター費では、職員数の5名に変動はございませんが、給与改定、人事異動等に伴う影響によるもので、節区分の給料を215万1000円、手当を109万2000円、法定福利費を73万8000円それぞれ減額し、動力費については先ほど説明いたしましたポンプ場費同様に電気料として1260万円を増額し、合わせて861万9000円の補正をお願いするものです。

また、目5・総係費では、職員数は12名で、給与改定、人事異動及び職員数2名減に伴う影響によるものでございまして、節区分の給料を658万5000円、手当を414万円、法定福利費を303万3000円それぞれ減額し、合わせて1375万8000円の減額補正をお願いするものです。

次に、13ページをお願いします。

基本的支出について、内訳を説明いたします。

支出のうち、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費では、職員数は11名で、給与改定、人事異動及び職員数1名減に伴う影響によるもので、節区分の給料を363万円、手当を174万円、法定福利費を180万4000円それぞれ減額し、合わせて717万4000円の減額補正をお願いするものです。

以降は、給与費の詳細な明細書及び債務負担行為調書でございます。今回は説明を省略させていただきます。

以上、議案第99号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第99号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時34分 小会）

（午前10時35分 本会）

◎議案第105号・市道路線の認定について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第105号・市道路線の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課の竹原でございます。

議案第105号・市道路線の認定についてを説明いたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） それでは、議案書によって説明させていただきます。

まず、議案書の19ページをお開きください。

今回、認定をお願いする路線は、路線番号2

435永碓町3号線及び路線番号2436松崎町7号線の2路線でございまして、起点と終点につきましては表にお示ししているとおりでございます。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がありますことから、今回、提案させていただいたものでございます。

議案書の20ページと21ページに認定路線の位置図を示しておりますので、御確認ください。

この永碓町3号線及び松崎町7号線の両路線につきましては、周辺の宅地化が進み、地域住民の生活道路として一般交通の用に供されていること、また、地元より拡幅改良工事の要望がありますことから、まずは市道認定を行い、今後の対応について検討を行いたいと考えております。

以上で、議案第105号・市道路線の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第105号・市道路線の認定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時38分 小会）

（午前10時39分 本会）

◎議案第114号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第114号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課の福浦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 議案第114号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について御説明いたします。

配付されております、別冊の資料を御覧ください。

農業集落排水処理施設事業につきましては、平成22年度から4年ごとに改正を行っており、今回で4回目でございます。

改定理由は記載のとおり、令和5年度からの使用料の改定について八代市農業集落排水処理施設事業審議会に諮問しましたところ、諮問どおり使用料対象経費を使用料で全て賄うために平均改定率6.8%の改定は妥当である旨の答申を、令和4年10月14日に得ましたことから、答申に基づいて改定し、令和5年4月1日施行とするものでございます。

使用料体系につきましては、4の表のとおりでございます。各区分が平均して6.8%の改定率となるように設定しております。

2ページの上段には、一般世帯の使用料の比較表を掲載しております。例えば3人世帯で言

いますと、現在、税抜きで4436円が4736円に、値上げ幅が300円となります。

下段には、使用料の改定による影響額を掲載しております。年間230万円程度を見込んでおり、4年間で約950万円を見込んでおります。

以上で、議案第114号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正についての説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第114号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号・八代市公共浄化槽条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第115号・八代市公共浄化槽条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 下水道総務課の福浦でございます。

引き続きよろしくお願ひいたします。

着座にて御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 議案第11

5号・八代市公共浄化槽条例の一部改正について御説明いたします。

配付されております別冊の資料を御覧ください。

公共浄化槽等整備推進事業につきましても先ほどの農業集落排水処理施設条例と同様に、平成22年度から4年ごとに改正を行っており、今回で4回目でございます。

改定理由につきましても同様で、八代市公共浄化槽等整備推進事業審議会に諮問しましたところ、諮問どおり平均改定率6.8%の改定が妥当である旨の答申を令和4年10月14日に得ましたことから、答申に基づいて改定し、令和5年4月1日に施行するものでございます。

使用料体系につきましては、4の表のとおりでございます。これは、一般世帯の料金表として、基本料金額を4058円、世帯割総額を448円とするものです。

なお、前回の審議会で、事業所につきましては使用料対象経費を賄うまでに改定されていることから、料金はこれまでどおりとし、公民館、集会場等は一般世帯の使用料の最低限とされていたことから、今回も踏襲をいたしました。

2ページ上段に、一般世帯の使用料の比較表を掲載しております。例えば、1人世帯で言いますと、現在、税抜きで4220円が4506円となり、値上げ幅が286円となります。

中段には、使用料の改定による影響額を掲載しております。年間160万円程度、4年間で650万円を見込んでおります。

以上で、議案第115号・八代市公共浄化槽条例の一部改正についての説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 条例の改正については

賛成をする立場の中で、聞かせてください。

審議会のメンバーというのはほとんど変わっていないんですか。今、変わっておれば変わっていると、変わっていないれば変わっていないという回答で、よろしいですかね。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の上村です。

審議会の委員さんはですね、東陽地区と泉地区で5名ずつと、あと、有識者といった形と、公募といいますかステップアップセミナーに出席された方ということで構成をいたしております。前回と今回では東陽地区の委員さんは全員交代されました。泉地区のほうはそのまま引き続きということです。あと、ほかの有識者の方やステップアップセミナーの方はそういう受講された方ということで構成をいたしております。そちらはもう、前回の引き続きの方もいらっしゃいますし、交代された方もいらっしゃいます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 開催を4回ぐらいしておられると思うんですが、その内容等によってこの6.8%というこの数字について何かこだわりがあったのか、そしてまた、その審議会のときにですね、そういう協議の中でこだわりなく6.8%というような条例の改正をしたいという、まあ内容を少しだけ報告できればと思います。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） 6.8%につきましては、これは前回、4年に1回改定をしておるんですけども、前回30年度の改定の際に使用料の対象経費まで、まあ持っていこうということになりました、そのときに約15%改定をするということ

で、ただ、15%を一度に改定しますと負担が大きいのということで、前回、その半分の7.5%改定を行いました。

今回、改めて見直しをいたしましたところ、正確にはですね、今、維持管理費や人口の減少等を見込んで15%としておったんですけども、前回の審議会のときの改定予定は14.4%改善すれば100%、使用料対象経費の100%になることを見込んでおりました、それからすると6.9%の改定をすれば前回見込んでおりましたけども、実際、今回見直したところ6.8%ということで、そういう形で審議会のほうに提案を行いました。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいでしょうか。

○委員（山本幸廣君） 理解いたします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第115号・八代市公共浄化槽条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号・八代市下水道条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第116号・八代市下水道条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 下水道総務課の福浦でございます。引き続きよろしくお願いいいたします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 議案第116号・八代市下水道条例の一部改正について、説明させていただきます。

議案書は65ページとなりますが、説明につきましては右上に建設環境委員会資料、議案第116号と記載してある資料で説明させていただきます。

下水道使用料の改定につきましては、平成3年度からおおむね4年ごとに改定を行っており、今回で9回目でございます。

改定理由は、資料に記載しておりますとおり、汚水処理に係る維持管理費と資本費などの経費について、その一部を一般会計からの繰入金により補填をし続けることは、税の公平性の観点から望ましくないため、これまでも受益者負担の原則に基づき、おおむね4年ごとに適正な受益者負担の水準を検討し、段階的に改定を実施してきました。

今回も同様に、下水道経営の健全化を目指すため、令和5年度からの使用料改定について八代市公共下水道事業審議会に諮問しましたところ、諮問どおりの令和5年4月1日施行、平均改定率6.32%の値上げが妥当である旨の答申を令和4年9月14日に得ましたことから、答申に基づいて改定を行うものでございます。

改定率につきましては、前回、平成30年度の八代市公共下水道事業審議会答申における考え方や現在の整備状況の変化を考慮し、6.3%程度で試算したところ、整備完了見込みである令和17年度までに適正負担となる見込みとなったことから、前回同様の平均改定率6.32%としたところでございます。

次に、使用料体系につきましては、下の表のとおりでございます。

米印で記載しておりますとおり、水量区分ごとの単価は、前回、平成30年度と同様の5段階区分で行い、単価水準の公平性を考慮し、各階層が平均して6.32%に近い改定率となるように設定しております。

資料2ページの上段には排出量別の下水道使用料の比較表を記載しておりますが、一般的に下水道世帯で多い水量区分は9トンから20トンの間であり、20トンで言いますと、現在、税抜きで月額3424円が3643円に、値上げ幅が219円で、改定率が6.40%となります。

また、下段は認定水量世帯の世帯人数ごとの下水道使用料の比較表を記載しております。

3ページには今回の使用料改定による影響額を記載しておりますが、年間7500万円程度、4年間で3億円程度を見込んでおります。

最後に、今回の使用料改定に当たっての公共下水道事業審議会の開催状況などを参考に記載しております。

以上で、議案第116号・八代市下水道条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑があればお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第116号・八代市下水道条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

今度は執行部入れ替えのため、小会いたします。

(午前10時54分 小会)

(午前10時59分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

(し尿収集運搬手数料並びに浄化槽(清掃)料金の改定について)

(八代市衛生処理センターについて)

○委員長(上村哲三君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

それでは、まず、し尿収集運搬手数料並びに浄化槽(清掃)料金の改定について説明願います。

○循環社会推進課長(田中和彦君) おはよう

ございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)循環社会推進課、田中です。

し尿収集運搬手数料並びに浄化槽(清掃)料金につきまして、説明をさせていただきます。

着座にて説明をさせていただきます。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○循環社会推進課長(田中和彦君) それでは、資料のほうを御覧ください。

資料のほうのタイトルといたしましては、し尿収集運搬料金並びに浄化槽(清掃)料金についてとなっております。こちらについて説明をさせていただきます。

まず、概要ですけれども、し尿の収集運搬(汲み取り)並びに浄化槽の管理(清掃)は、下水道及び農業集落排水の整備区域外の住民が衛生的な生活を送るためには欠くことのできない事業でございます。

そのため、これらの事業は民間事業者が実施し、料金の決定権はその事業者でございますけれども、事業の性質上、し尿の収集運搬(汲み取り)料金並びに浄化槽の清掃料金は公共料金に準じ、公共性と健全性に基づいて決定される必要があるとされております。

これまで、これらの料金につきましては、旧八代市の区域が平成9年に、旧八代郡の区域が平成10年に料金を改定して以降、約25年間変更がなされておりました。

このような中、本年6月に市内の事業者から料金の改定に関する要望書が市に提出されました。

これを受けまして、市では汲み取り料金の妥当性を判断するために第6次ごみ問題等対策検討会を発足させ、検討会での協議、検討を行ってまいりました。

この協議の結果、一定の結論が出たことから提言書が提出されたものでございます。

2点目に、時系列として御説明をさせていただきます。

まず、今述べましたように、本年6月27日付で熊本県環境整備事業協同組合より料金改定に関する要望書が提出されました。

これを受けまして、第6次ごみ問題等対策検討会を立ち上げ、検討を行いました。検討回数といたしましては、こちらのここに書いてあります4回でございます。

主に第1回会議につきましては、この料金の改定に関します可否、料金改定すべきなのか、そういう時期についての協議、料金改定の時期として見直すべきだという、この1回目の会議の中で結論が出ましたものですから、それぞれの業者に料金のほうの案を提出するように、この事務局から求めたものでございます。

第2回の会議といたしまして、この各業者から出された料金につきまして、まず検討を行っております。

この第2回の会議の結果を受けまして、各業者のほうに料金の改定について再度協議のほうをお願いをいたしました。それで、そこに書いてございますけれども、令和4年11月7日で事業者より最終的な料金の改正案の提出がございました。

こちらを第3回会議で、この妥当性のほうを判断いたしまして、最終的に第4回会議で提言書の内容等を検討したものでございます。

この検討結果を受けまして、本年12月8日に市長への提言書の提出があったものでございます。

内容といたしましては、事業者から提出のあった改定案は妥当であるとの結論が付されておるものでございます。

資料、次のページを御覧ください。

料金改定の金額ですけれども、まずは、し尿の収集運搬（汲み取り）の料金でございます。

本市のし尿の汲み取り料金につきましては、旧八代市地域と旧八代郡の地域で料金が別となっております。表の現行のところは現在の料金

となっております。

現在、旧八代市地域が1リットル当たり7.828円、こちらを改定後1リットル当たり11円へとするものでございます。

旧八代郡の地域につきましては現在、100リットルまでが税抜で1300円、それ以降20リッターごとに、リッター当たり110円を掛けたものが加算をされていくというシステムとなっております。こちらを、改定後は120リットルまでを税抜き1818円、それ以降20リッターごとにリッター15円を加算した金額とするものでございます。

続きまして、浄化槽の清掃料金でございますけれども、こちら旧八代市の区域と旧八代郡の区域と料金が別立てとなっております。

こちらの表に示しておりますのが、おおむね一般世帯に主に設置されております5人槽、7人槽、10人槽の料金として書いてございます。

また、浄化槽の種類がこちらがおおむねこの5種類、分けて料金設定がされておりますので、こちらのほうの表となっております。

おおむね1割程度の値上げ、これはここに書いてあります数字は、年間での、年間1回清掃される部分の料金となっております。年間で1割程度、2000円から4000円程度の値上げというふうになっておるものでございます。

続きまして、改定の時期でございますけれども、来年の4月分からの適用を予定しております。

また、5番目ですけれども、周知等につきましては、本市からの改定料金の承認を受けた後、各事業者において料金改定の周知を図られるとともに、本市でも広報やつしろ2月号への記事の掲載を予定しております。

こちらにつきましてはですけれども、この委員会での報告が終わりました後ですね、年内をめぐりに各事業者に改定後の料金を承認するという

文書を出す予定といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほう、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（山本幸廣君） 概要を、今、説明があった中で、概要をずっと見る中ですね、要は、要望書があったと。その中で、第6次ごみ問題等対策検討会の中で、4回の中で12月1日にはもう答申を、答申というか、市長としては12月1日にこの値上げについての妥当性ということ報告があったということで、御理解してよろしいですかね。

そこですね、まあ要望書というのは、これだけ25年間もですね、やっぱその改定がなかったと、改正がなかったという状況の中で、いろいろとその業者の方々には、担当の職員の皆さん方もほとんど日々の中で努力されてお話をされたり、いろんなこの値上げばかりじゃなくてですね、いろんなごみ問題の中でですね。特にこの浄化槽の清掃、これらについて年に1回、そしてまた検査が年に1回、2つあるわけですね。

私もちょっと伝票をずっと見て整理をしたんですけども、なかなかその地域の方々には少し聞いたところが、値上げ幅が大きいということでですね、指摘を受けました。これだけはもうまともに聞いてってください。

これはもう市民側からですけど。

これについては事業者側から行政として市長がこの認定をした、認定するということですからね。

市民側が、利用する側から言わせれば、そのような状況であったということでもありますので、まあ、次回のその改正のときにはですね、事前と、市民と業者とそしてまたその地域、他市も含めてですね、行政側がですね、しっかりと、その要望書があったから検討するじゃなく

てから、そういう方向性でしていただきたいなというふうに私は思いをしておりますので、そこらについて課長の御意見を聞かせてください。

○循環社会推進課長（田中和彦君） ただいま、山本委員のほうからもございましたけれども、今回の、実は提言書のほうには附帯意見として3点、意見のほうが委員会からついてございます。

その3点ですけれども、まず、1点目が今回の改正につきましては広く市民に周知すること。これは当然、附帯意見としてはついているものでございますけれども、2点目といたしましては、今回、約25年改定をいたしておりませんが、最低でもやはり4年に1回程度は業者のほうとこういう値上げをするという、確定ではなくてですね、業者側とのこう意見をきちんと聞くような場を設けてくださいという部分の意見。3点目につきましては、この生し尿の汲み取りという事業につきまして、特にですけれども、これがなくなると非常にやはり市民生活に影響が及ぼす、影響が大きい事業でございます。この事業の継続について、きちんと業者が事業を継続していけるように、きちんと定期的にといいますか、きちんと行政としても何らかの施策を考えなさいというような附帯意見がついてございます。

こちらの附帯意見についても当然のことでございますので、この意見を受けまして、今後は当然その料金を右肩上がりで値上げするだけではなくてですね、事業者の経営状況であったり、もしくはそのほかの物価的な要因とかそういうのも複合的に加味しまして、やはり年に一度程度は業者のほうときちんと意見交換の場を設けたいと、まず事務局としては思っております。

そして、きちんと値上げだけではなくてですね、ほかの市町村でやられております各種施策につきましても検討して、あまりその価格が右

肩にずっと上がっていかないような形で、行政としては何らかの手法がないかどうかも含めて、今後は検討していきたいというふうを考えております。

○委員（山本幸廣君） 課長が詳細に説明して、その付帯の件についても私が発言したのに少しく、重なる点があったわけですね。

私はそのとおりだと思いますよ。

25年に1回じゃなくてからですね、年に1回、特に課長が新しくなられたからですね、やっぱりコミュニケーションというのは絶対市民と業者のコミュニケーション、そしていろんな課題・問題というのはですね、特にごみ問題というのはもう喫緊の課題であってですね、これからやっぱどういような中で、今ほとんどその家庭内で、もう外で飲み食いできませんからね。持って買物して帰ってきたらもう、私の家庭でも同じですけども、孫がおりますけども、もう倍ぐらい出るんですよ。もうそういう状況でありますから、その問題等も今まで少なかったんですけど、倍出るといふ。

そういうことで、浄化槽についてもですね、言われたとおり、ある業者さんが別なところに委託をされるとかですね、まあ、そういうところで安く安くというですか、まあ、そういうような工夫というのもあるかもしれませんよね。だけど、委託してからまた高くなるかもしれません。

そういう状況の中で、妥当なやっぱし改正、これやっぱし行政の方々がしっかり日々の中で努力していただければ、必ず市民の方々も理解できる、そういうような改正になるというふうには私は信じておりますので。

○委員長（上村哲三君） よろしいですかね。ほかにありますか。

○委員（太田広則君） 委員長、確認、確認させていただきます。

いや、もう山本委員が言われたとおりなんで

すが、25年ちゅうのをちょっと。それでいいんですけども、今回、熊本県環境整備事業協同組合から、それぞれの自治体に同じような要望書が出されて、それから、各それぞれの自治体で今回、見直して改定案が妥当というふうには、本市はもう今の説明で分かったんですが、熊本県全体でこの料金が上がるというふうな捉え方でよろしいんですかね。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 今、太田委員のほうからお話がありましたけれども、今回の要望者は、確かに全ての市町村のほうに提出をされておると伺っております。

この要望書の提出を受けまして、既に、値上げのほう決定されておりますのが人吉市、あと球磨の連合のところでございますけれども、こちらのほうが年明けの1月1日から値上げのほう決定されておるといふふうに伺っております。

ほかの市町村につきましては、現在検討中のところが多うございますけれども、確定されたところはまだ、そのほかには伺っておりません。

○委員（太田広則君） だから要は、他の自治体も25年間上がってないというふうには捉えてよかですか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） いえ、他自治体は値上げのほうはばらばらでございますし、一番直近ですと令和2年に上げられた自治体もございまして、平成の20年代のほうに上げられた自治体もございまして、各市町村で値上げされた時期はばらばらでございます。

○委員（太田広則君） じゃあ、本市だけが本当に25年間改定がなかったというふうには捉えていいわけですね。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 本市よりもですね、長くまだ改定をされてない自治体もございまして。

○委員（太田広則君） ありがとうございます

す。分かりました。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにはありませんか。

○委員（木村博幸君） 料金の差が同じ八代市内でこんなにもあると、25年間ほっとかれとったというのがありますけど、この第6次ごみ問題等対策検討会、この検討会でこの価格差について、旧八代市・旧八代郡これについては何か問題は出なかったですか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） いえ、この会議の中でですね、この地域格差については様々な意見が出されました。

御意見の中にはですね、処理施設からの距離に応じて料金を変えるべきではないか、もしくは、八代市内でも統一するべきではないか、それこそ本当に様々な意見が出されました。

他市町村の状況等につきましても事務局で調べうる限り調べまして、その部分を御報告させていただきましたけれども、やはり、現状としてはそれを同一の料金っていう部分ではなかなか難しいということで、こちらについては何らかの形です、同一料金をまあ目指すっていう部分での御意見にはなっただけですけども、正式にこれが一律を目指しなさいというような提言には、今回まだなっておりません。

ただ、県内他市町村を見渡しますとですね、実際、市民負担といいますか住民負担を均一化をされておられるような自治体も多くなっておりまして、将来的な事務局といいますか、この業務の課題としては、事務局として何らかのそういう施策が必要になってくる時期になっておるとは認識をしているところでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で、し尿収集運搬手数料並びに浄化槽（清掃）料金の改定についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時16分 小会）

（午前11時16分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、八代市衛生処理センターについて説明願います。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境施設課長の竹下でございます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 八代市衛生処理センターにつきまして、あらかじめ配付してあります資料に沿って説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

初めに、1、施設の状況でございます。本市では郡築十二番町にございます八代市衛生処理センターでし尿を処理し、新港町の八代市浄化槽汚泥処理施設で浄化槽汚泥の処理を行っております。

1ページの中央図1に各施設の位置を示してございます。

このうち、し尿を処理している八代市衛生処理センターは供用開始から60年以上が経過しており、経年劣化が進行していますことから、平成28年度に八代市し尿処理施設基本構想を策定し、同年12月の建設環境委員会で浄化槽汚泥処理施設の隣にし尿の前処理施設を建設し、下水道建設課所管の八代市水処理センターと共同処理を行う案が、処理方式や経済性から有利である旨を報告いたしました。

これからは、八代市し尿処理施設基本構想を基本構想案と説明させていただきます。

その後、基本構想案の導入に向けて、環境施設に関する庁内検討会で検討を進めてまいりました。

次に2、処理方式決定の経緯でございます。

先ほど申し上げました庁内検討会及び関係機関と協議を重ねる中で、次に申し上げます条件がそろったため、基本構想案を転換し、既存施設である浄化槽汚泥処理施設を改造する案を採用し、決定しました。

条件は、次の4点となります。

まず、1点目の条件といたしまして、国の交付金の交付対象に、し尿処理施設の改造が追加されました。

次に、2点目の条件といたしまして、浄化槽汚泥処理施設の構造を確認した結果、改造が可能であると確認しました。

3点目の条件といたしまして、八代市水処理センターで、し尿及び浄化槽汚泥の投入試験を実施した結果、処理が可能と確認しました。

最後に、4点目の条件といたしまして、浄化槽汚泥処理施設改造案は、基本構想案よりも概算の建設費で約6億2000万円、維持管理費で年間約1400万円のコスト削減が可能であると試算いたしました。

以上、4点の条件から基本構想案を転換し、浄化槽汚泥処理施設改造案を決定しました。

次に、2ページ目の3、処理方式でございますが、上段の図の基本構想案では外港にあります水処理センター内に、し尿の受入れ施設を新たに建設し、ごみ等を取り除いた後に水処理センターで処理を行う案でした。

また、下段の図の浄化槽汚泥処理施設改造案ですが、浄化槽汚泥処理施設を改造し、し尿と浄化槽汚泥を受け入れ、ごみ等を取り除いた後、し尿・浄化槽汚泥を水処理センターで処理を行います。

ここで、3ページの資料、上段の表1、処理方式の比較を御覧ください。

赤色の線が、し尿の流れを示しており、青色の線が浄化槽汚泥の流れを示しております。

左側の基本構想案では、赤色のし尿は新設し

た施設へ搬入し、ごみ等を取り除いた後に水処理センターの濃縮層へ移送する予定でしたが、右側の改造案では、浄化槽汚泥処理施設を改造し、し尿を受け入れ、希釈後に水処理センター処理工程の最初の流入口へ移送します。

図面では青線の中に、し尿の赤線が入った状態となっております。

青色の浄化槽汚泥ですが、現在は、ごみ等を取り除いた後、汚泥を脱水し、脱水した汚泥を民間業者で処分しております。

改造後は、右側の図のようにごみ等を取り除いた後、水処理センターの濃縮層へ移送し、処理を行うこととなります。

次に、下段表2の運転管理人員及び費用比較を御覧ください。

建設費は基本構想案に比べ、新しく施設を建設しないことから建設費を約6億2000万円の削減、また、維持管理費につきましても運転管理人員等の削減により、年間約1400万円の削減が見込まれることを想定しています。

2ページ目にお戻りください。

最後に4、整備・解体スケジュールでございます。

本年度は施設改造の協議を関係部署で行い、浄化槽汚泥処理施設周辺的环境調査を実施しております。令和5年度以降は施設の改造設計工事を行いまして、令和8年度に供用開始する予定となっております。

また、併せて衛生処理センターの解体を進めていきたいと思っております。

以上、説明でございます。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（太田広則君） 説明ありがとうございます。

浄化槽汚泥処理施設改造案が基本構想案よりも建設費約6.2億円、それからランニングコスト1400万円、年間に。これ民間だと、も

う社長賞ものですよね。こういうコスト削減ができるというのは。

これは、分かれる範囲でいいんですが、庁内検討会及び関係機関と協議を重ねる中で、どなたかの発想案、もしくは専門家か何かの提言か何かあってのこの改造案なんでしょうか。

ちょっと詳細を教えていただければと思います。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） どなたかというわけではございません。

庁内検討会を進めていく中で、し尿等に交付金等が出てくるとか、そういう話がまた新たに出てきたというところで、検討を進めていく中で話がずっと、コスト削減とかそういうところで進んできたということになっております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。分かったような。

○委員（太田広則君） いずれにしても、これはすごい額ですよね。だからぜひ、このコストダウンがさらなるですね、ほかのところに波及するように頑張っていただければなと思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） もう質疑じゃないんですけれども、要望にもなりますけどね、大変御苦労さんです。

まずはですね、これがもう水処理センターがようやく建設に向かったと。

完成は令和8年ということなんですけども、スケジュール表の中です。まあ、本当に長い長い月日の中です。やっぱりその近隣周辺、そしてまたいろんな方々、そこで働く職員の方々等については大変御苦労なされておられる現状を見てですね、私ももう、早く建設しなさいよということでずっと叫んできた1人では

ありますけども、やっぱり今回のこの改造で、そしてまた、まずは国の補助対象になったということが一番大事だと思うんですよね。

そういう中でのやっぱり担当の職員、特に庁内等のトップクラスの幹部職員の皆さん方もですね、管理職の方々も、これからですね、これからです。これからひとつ事故のないようにして、そしてまた、いろんな技術面のハードな面もありますので、専門の方々というのがですね、近隣のこの行政近くにはいろんな高専を、大学を通じたり、方々おられますので、自分たちのノウハウばかりじゃなくしてから、やっぱりそういう一つのやっぱ知恵を借ってですね、すばらしい水処理センターができるようにですね、頑張っていただきたいと思います。

これはもう本当に意見じゃありません、要望、要望ではありませんけど得るということで、はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 新しい案が出てきて、非常にいいなと思っておりますが、要は、ここにこの新しいフローを見ると、スクリーンプレスとドラムスクリーンとこうありますが、これは新しく新設されるんですかね。それとも既設のやつをそのまま流用されるんでしょうか。これは新しくされるわけですよね。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） そのまま使う予定となっております。

○委員（木村博幸君） 今あるやつをそのままということで、今回、その基本構想案のやつと同じやつがつくという意味合いじゃなくて、既設のやつを使うということですね。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 今、浄化槽汚泥処理施設の中にあるやつをそのまま使うということになります。

○委員（木村博幸君） そういうことで、長く使っているのに本当にこう、この先大丈夫かなという気もしますが、そのスクリーンプレスも

その例えば、壊れても整備ができるように2系列とか、そういう形であるのなら心配要らないですけど、1基しかなければ壊れたらストップというふうになるのはちょっと厳しいかなというふうに。パラレルでこう幾つかあって、その中の1個が壊れても大丈夫ですよという施設になっていけば問題ないんですけど。

今回はそのスクリーンプレスとドラムスクリーンの負荷が、表を見てみると浄化槽のし尿プラス浄化槽の汚泥プラスし尿が入ってくるということで、2倍にはならないと思いますけど、非常に負荷が高くなるので、そこの処理は本当にうまくいくのか、ちょっとこう、聞いてみたところでした。

非常に古い設備なら、今回やっぱり処理能力がたくさんあるやつを2基とか3基にするような案が必要かなとちょっと個人的に思ったところですよ。

それともう1点、出てくる沈砂の搬出し渣の搬出、これは量が増えるんでしょうかね、それともあまり変わらないのか、いわゆる処理費はここでまた節約できるのかなとちょっとこう思ったところがあります。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 沈砂とし渣につきましては、浄化槽汚泥処理施設、し尿処理施設から出ていた分が変わりませんので、そのまま出る量は変更がないと思っております。

以上でございます。

○委員（木村博幸君） ならまあ、2か所だったのが1か所から取れるので、非常に運搬コストとかその辺は案外楽になってくるのかなとちょっと感じているところですが、非常にいいシステムを選択された、いいなあというのと、やっぱり長い目で、国から予算があればですね、変えるところはきちんと変えていって、トラブルに対応する設備にしていきたいなということをおし添えておきます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で、八代市衛生処理センターについてを終了します。

執行部は御退出ください。お疲れさまでした。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

○委員（山本幸廣君） 所管事務調査の中でですね、今、生活環境に関する諸問題の調査が今、報告があって申請しましたですね。

よろしければその管内調査をですね、ぜひとも委員長、この市の衛生処理センターと環境センターが建設後なかなか行ってないものですか、よろしければ、見学させていただければと思いますけど。

○委員長（上村哲三君） 皆さん、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査・意見については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

（午前11時31分 小会）

（午前11時33分 本会）

○委員長（上村哲三君）　じゃあ、本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和5年1月17日から19日までの3日間、青森県八戸市、岩手県盛岡市、岩手県一関市へ都市計画建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時33分　閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年12月13日

建設環境委員会

委員長